

2020年5月20日

各位

株式会社オウケイウェイヴ  
代表取締役社長 福田 道夫  
(コード番号: 3808 名証セントレックス)  
問い合わせ先 取締役 野崎 正徳  
電話番号 03-6841-7672

### (開示事項の経過) 当社元代表取締役による当社株式の取引における 意見書取得のお知らせ

当社は、2020年4月14日付開示「当社代表取締役による当社株式の取引に関するお知らせ」でお知らせの通り、当社元代表取締役である松田氏の売却及び社内における当該売却の承認に至った経緯の把握と原因の究明を目的として、社外専門家からの意見書を取得することとしておりましたが、2020年5月15日付で同意見書を取得したことをお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 意見書の内容

##### (1) 松田氏の当社株式の売却の経緯

##### (a) 売却の内容

松田氏は以下のとおり、当社株式 359,300 株（売却代金合計 2 億 6,585 万 7,700 円）を売却しております。

売却時期	市場内外取引の別	売却株数 (株)	売却株数の発行済み株式数に対する割合 (%)
2020年2月17日	市場外	91,000	1.00
2020年2月21日	市場外	38,300	0.42
2020年3月9日	市場内	4,300	0.05
2020年3月10日	市場内	43,400	0.48
2020年3月10日	市場外	60,000	0.66
2020年3月11日	市場内	27,000	0.30
2020年3月12日	市場内	35,500	0.39
2020年3月13日	市場内	59,800	0.65

##### (b) 売却の理由

松田氏は、2019年7月25日に当社の取締役会長である兼元謙任から当社株式 130 万株を取得しておりますが、取得資金を借入れるため、2019年7月、8月、9月に当社株式合わせて 90 万株について担保設定をしており、当該金銭消費貸借契約の返済資金の一部を捻出するためでありました。

(2) 松田氏の当社株式の売却に係る社内手続きと法定開示等

(a) 2020年2月17日、2月21日の相対取引

松田氏は2020年2月13日、役職員の自社株式売買行為の承認権者である取締役に対し、電話により第2四半期決算短信の開示直後から自己が保有する自社株13万株を2020年2月17日から21日までの間に売り付けることについて、承認を求めました。当該売却承認要請に対し、承認権者は、①2019年12月末から交渉が開始されていたファイナンスの検討においては、既存株式の希薄化の懸念があるので保留されることが、2020年2月10日付取締役会において賛同されたこと、②ファイナンス交渉先から提示されているTerm Sheetに未だにサインをしておらず、本件ファイナンスが決定するかどうか分からない状態であったこと、を理由として、未公表の重要事実はなくなったものと考えました。加えて、松田氏自身に対し、未公表の重要事実の保有を尋ねたところ、これを否定したので、2020年2月13日、売却を承認しました。

松田氏は、2020年2月10日、2月17日の取引について口座振替手続きの過程でOKプレミア証券から、株式売買について法令上の報告義務がある旨の注意喚起を受け、2020年3月11日、管理担当取締役を通じて、その取引に関する変更報告書を提出しました。

(b) 2020年3月9日～3月13日にかけての市場取引および3月10日の相対取引

2020年3月5日、松田氏は、承認権者に対し、電話により保有する自社株の「市場取引」で30万株を2020年3月9日から13日に売り付けることの承認を求めました。前掲の本件相対取引で述べた理由①②に加えて、③当社はファイナンス交渉先から資金調達に関する条件を記載したTerm Sheet改訂版を受領したものの、2020年2月25日にその条件について既存株式の希薄化の懸念があること等を理由に上記2020年2月21日付Term Sheetに対する反論を返信しており、その当時においてはTerm Sheetを締結できる見込みはたっておらず、交渉の先行きは不透明であり、仮に交渉が進展したとしても当社取締役会で異論が出ることも予想されたこと、を追加の理由として、2020年3月5日、承認し、社外監査役に口頭で連絡しました。その後、承認権者は、法的拘束力がないとはいえ、2020年3月11日にTerm Sheetを締結したことから、改めて3月5日の上記承認を見直す必要を感じたため、2020年3月11日に社外監査役に相談したところ、社外監査役は、売却の理由、売却により得た利益について確認のうえ、社内の未公表の重要事実と関連性なく、自社株の売却により借入金の返済をする場合、金融庁のインサイダー取引のガイドラインによると、課徴金は課されないように思われることを回答したので、承認を維持することとしました。また、松田氏は、2020年3月9日～13日の市場取引と並行して、承認を受けた株数の範囲内で2020年3月10日に相対取引による売却を行い、3月17日に変更報告書を2件提出しました。

(3) 松田氏の当社株式の売却に係る法令適合性の検討

(a) インサイダー取引規制の抵触性の検討

①2020年2月17日、21日での相対取引について

2020年2月4日にファイナンス交渉先から当社に対し、Term Sheetが提示されましたが、既存株式の希薄化が強まる懸念があり、協議が難航し、条件が折り合いませんでした。当社は、2020年2月10日付臨時取締役会において、当該ファイナンスの検討及び

交渉状況について報告しましたが、取締役及び監査役から、既存株式の希薄化が懸念されるという意見が出されたため、いったん交渉を保留することとしました。2020年2月14日付定時取締役会でも、当社はファイナンス交渉状況について報告事項のなかで議論しましたが、取締役及び監査役から、既存株式の希薄化が懸念されるという意見が出され、慎重な議論が続いていました。また、当社は、2020年2月14日、市場引け後の16時に第2四半期決算短信を開示し、これに先立ち2月13日に松田氏より承認権者に対し社内申請が提出されました。本件につき、インサイダー取引規定の抵触性の検討によると(1)金融商品取引法(以下「金商法」)上、(ア)上場会社の役員等は、(イ)その職務に関し、(ウ)上場会社の業務に関する「重要事実」を、(エ)知ったときは、(オ)重要事実の公表された後でなければ、(カ)当該上場会社の特定有価証券を、(キ)売買等してはならない(金商法166条1項1号)とされており、その「重要事実」とは、(ク)上場会社の業務執行を決定する機関が、(ケ)金商法166条1項や167条1項に列挙されている事項を「行うことについての決定をしたこと」である(金商法166条2項)とされています。当社の検討中であつたファイナンスについては、金商法166条2項1号イ、4号に該当する事実が認められるが、「行うことについての決定をしたこと」の該当性については、当社は、ファイナンス交渉先から提示されている、2020年2月4日付Term Sheet及び2020年2月21日付Term Sheetにサインをしておらず、本件ファイナンスが決定及び実行されるかどうか不明な状態であつたため、松田氏が相対取引を実行した2020年2月17日及び21日においては、松田氏又はその他の役員において、「ファイナンス」を「行うことについての決定をした」、という要件には該当していなかったものと解されるため、2020年2月17日及び21日においては、「決定事実」(金商法166条2項1号)としての「重要事実」(金商法166条1項本文、2項本文)は、発生していなかったと解されるとの意見をいただきました。

#### ②2020年3月9日、10日での市場取引及び2020年3月10日での相対取引について

2020年3月9日及び10日の時点では、当社はファイナンス交渉先から提示されているTerm Sheetにサインをしておらず、本件ファイナンスが決定及び実行されるかどうか不明な状態でした。したがって、松田氏が、相対取引及び市場取引を実行した2020年3月9日及び10日においては、松田氏又はその他の役員において、「ファイナンス」を「行うことについての決定をした」、という要件には該当していなかったものと解されたため、2020年3月9日及び10日においては、「決定事実」(金商法166条2項1号)としての「重要事実」(金商法166条1項本文、2項本文)は、発生していなかったと解されるとの意見をいただきました。

#### ③2020年3月11日～13日での市場取引について

2020年3月11日、法的拘束力はないにせよ、2020年3月11日付Term Sheetに松田氏がサインをして締結しました。この事実は、内部的に(主観的に)、実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定のできる機関(=松田代表取締役(当時))において、それ相応の根拠をもって実現可能性があるものと判断していたものと考えられます。第三者の目から見ても(客観的にも)、実現可能性があるといえるか否かについても検討しなければならないところ、法的拘束力がないとはいえ、Term Sheetは、いわば、基本合意書と類似の機能を有しているのであるから、客観的にも、それ相応の根拠をも

ってその実現可能性があるといえると解され、その証左として、2020年3月16日、担当取締役と当社代理人弁護士らが、ファイナンスに関連する資料を持参して関東財務局に赴き事前相談をしており、実現に向けて具体的行動が開始されていました。これにより2020年3月11日及びそれ以降においては、「決定事実」（金商法166条2項1号）としての「重要事実」（金商法166条1項本文、2項本文）が、当社に発生しており、当該重要事実は、未公表でありました。そこで、松田代表取締役（当時）による2020年3月11日～13日における市場取引は、インサイダー取引規制（金商法166条1項2項1号イ4号）に抵触することとなるかが問題となりますが、金融庁の「インサイダー取引規制に関するQ&A」によると、「投資家の信頼の確保という観点からは、「会社関係者」が、未公表の「重要事実」を知った後に売買等を行ったとしても、当該売買等が、「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、それにより証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれは乏しく、インサイダー取引規制によって抑止を図ろうとする売買等には該当しないものと考えられます。このため、自社や取引先の未公表の「重要事実」を知っている上場会社の役職員が、それらの会社の株式を売買した場合であったとしても、（中略）取引の経緯等から「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反として、課徴金納付命令等の対象とされることにはならないものと考えられます。」とのことであり、このため、これを本件についてみると、2020年3月11日におけるTerm Sheetへのサインという未公表の重要事実が発生したとき、当該重要事実を決定した松田代表取締役自身が、2020年3月11日～13日の3日間、自社株売付け行為をしていたが、これは金銭消費貸借契約に基づく返済資金をねん出するためのものであり、その契約の発生時期・期限、社内承認の状況、売却損失の状況から未公表の重要事実を知ったことと売却の間に主観的因果関係が認められず、松田氏の売却は「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであるといえ、それにより証券市場の公正性・健全性に対する信頼を損なうおそれは乏しく、インサイダー取引規制によって抑止を図ろうとする売買等には該当しないものと考えられ、また、インサイダー取引規制の適用除外として定められている金商法166条6項12号第3文「その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合」とは重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかな売買等を意味すると解釈されており、松田氏の2020年3月11日～13日における市場取引は、インサイダー取引規制違反として、課徴金命令の対象とされることにはならないものと考えられるとの意見をいただきました。

※なお、本意見書の内容はあくまで社外専門家によって、松田氏の自社株売付け行為に関する法令適合性を検討していただいたものであり、インサイダー取引規制への非該当及び課徴金命令の対象への非該当が確定されたものではありません。

#### （b）開示規制の適合性の検討

松田氏の金銭消費貸借契約に設定された担保設定について、本来は担保設定日に変更報告書を提出する必要がありましたが、同氏はこれを認識しておらず、2020年5月14日に遅れて担保設定4件について変更報告書を提出いたしました。本意見書においても、担保設定後速やかに変更報告書を提出すべきであったとされております。一方、当

該担保にかかる変更報告書以外の法定開示書面の提出は遵守されているとされております。

## 2. 当社の課題

### (1) 意見書における指摘された事項

松田氏による当社株式の売却については、形式的には当社が定めているインサイダー取引規程に定める社内承認手続が遵守されていたといえるが、そもそも、売買を申請している者が、上場会社の代表取締役（当時）であり、かつ、売付けの申請株式数が大量であったことに照らすと、当時の売買承認体制が、管理担当取締役1名による承認体制であったこと、及び、監査役に対する届出に係る方式が定められていなかったことは、上場会社のガバナンスの実効性上、疑いが残るものとされております。

### (2) 変更報告書の提出遅延

#### (a) 松田氏の当社株式売却の変更報告書の提出遅延

本来5営業日以内の提出が求められている変更報告書を松田氏が遅れて提出していることについては、提出者の認識不足があったことと思われませんが、当社側にて上場会社として売却に関する報告が必要であるという旨をアラートする体制が必要であったと考えております。

#### (b) 松田氏の当社株式の担保設定

担保設定に係る変更報告書について2020年5月14日まで提出されなかったことについては、提出者の認識不足があったことと思われませんが、上場会社として、当社にとって重要な契約である担保設定に関する報告が必要であるという意識を役員に醸成すべきであったと考えております。また、そもそも当社株式の保有が「経営にコミットすること」や「代表かつ安定株主として長期保有すること」を目的としている中での売却については、上場会社として慎重な検討が必要だったことと考えております。さらに、当社側がこれまで松田氏により当社株式が担保に供されている事実を把握していなかったことについては、債務不履行により10%超の当社株式の移動となる可能性を生じさせたことは問題であり、今後はさらに厳格な社内承認・報告体制を整備していくことが必要であると考えております。

## 3. 今後の当社の対応

今後の更なるガバナンス強化を実現するため、2020年4月22日開催の取締役会ではガバナンス強化のための施策を取締役会において協議し、同年5月15日開催の取締役会において役員の本社株式取引のプロセスに対する統制を強化した社内規程の改訂について決議しました。今後は役員の本社株式取引においては経営管理業務担当取締役から取締役会に付議され取締役会において承認することとし、並行して申請の内容を経営管理業務担当取締役から監査役会にも報告することで監査役会からの差し止めが行なえ、取締役会において社外取締役を含めた承認者の合意により承認されることとしました。

また、上記以外についても、当社は2020年4月27日付で代表取締役に就任した福田を中心に、さらなるコーポレート・ガバナンス体制強化を掲げており、上場企業として果たすべき透明性の高いガバナンスの実現に向けて取り組んでまいります。

以 上